

みんなで取り組む 健康長寿県やまがた 推進条例

(平成30年3月20日施行)

～健康長寿日本一の実現を目指して～

県民

自己の健康状態を把握して
主体的な健康づくり

事業者

従業員の健康の増進

健康づくり関係者

健康づくりに関する情報
及び機会の提供

県、市町村、国

連携協力した施策の実施

条例の目的（第1条）

- ・県民一人ひとりが、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。
- ・県民の健康づくりの推進に関する基本理念や県民等の役割、基本的施策を定めています。

基本理念（第2条）

- ・県民一人ひとりが健康づくりに関する関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと
- ・県民、保健医療関係者、民間事業者も含めた県民の健康づくりに関係する者、行政が相互に連携し、及び協力することにより、県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備に取り組むこと

◇県民等の役割◇

1 県民の役割（第3条）

- ・健康づくりに関する正しい知識の習得
- ・健康診査、がん検診、歯科健診等による自己の健康状態の把握
- ・自らの心身の状態に応じた健康づくり
- ・県や市町村の健康づくり施策への協力

2 事業者の役割（第4条）

- ・会社全体で積極的に従業員の健康を増進（いわゆる健康経営®）
- ・県や市町村の健康づくり施策への協力

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

3 健康づくり関係者※の役割（第5条）

- ・県民の健康づくりに資する的確な情報及び機会の提供
- ・県や市町村の健康づくり施策への協力

※健康づくり関係者とは・・・医療機関、教育機関、保健医療関係の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等）、医療保険者等の健康づくりの推進に関する活動を行う者、その他県民の健康づくりに関係する者（食関連産業、運動関連産業等）をいう。

4 県の責務、市町村等との連携（第6条、第7条）

- ・総合的施策の策定、及び実施（第6条）
- ・市町村及び国との連携、協力（第7条）
- ・推進体制の整備（第8条）
- ・財政上の措置（第9条）

◇県の基本的施策等◇

生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療（第10条）

県民が健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備の促進等



食習慣の改善（第11条）

本県の食材を活用し、年齢層に応じた適切な食事の普及等



運動その他の身体活動の促進（第12条）

本県の自然環境等を活用した運動の普及等



飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知（第13条）

生活習慣病の発症の危険性を高める飲酒量、喫煙が健康に与える影響の広報等



休養による心身の健康の保持（第14条）

本県の自然環境等を活用した休養の普及等



人材育成（第15条）

調査（第16条）

顕彰（第17条）

◇健康長寿県やまがた推進基金の設置◇

県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、「健康長寿県やまがた推進基金」を設置します。（第18条～第24条）

基金の財源は、県民や企業からの寄附を募り、基金として積み立て、当該条例の第10条から第14条に定める5つの基本的施策について、基金を活用し事業を実施します。

お問い合わせ先

山形県健康福祉部健康づくり推進課

電話：023-630-2313 F A X：023-630-2271 メール：ykenko@pref.yamagata.jp

県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090015/kenkojorei/kenkojorei.html>